

令和二年三月十日受領  
答弁第九一号

内閣衆質二〇一第九一号

令和二年三月十日

内閣総理大臣 安倍 晋 三

衆議院議長 大島 理 森 殿

衆議院議員初鹿明博君提出新型コロナウイルスの検査に公共交通機関を利用しないで行くことに関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員初鹿明博君提出新型コロナウイルスの検査に公共交通機関を利用しないで行くことに関する質問に対する答弁書

一及び三について

御指摘の「指示」の意味するところが必ずしも明らかではないが、厚生労働省が作成した「新型コロナウイルスを防ぐには」（以下「リーフレット」という。）において、「帰国者・接触者外来」について、「マスクを着用し、公共交通機関の利用を避けて受診してください」とされているところ、この記載については、「公共交通機関」を利用する他の利用者への感染を予防するために必要な行動を求めるものであるが、「公共交通機関」を利用する場合であっても、新型コロナウイルス感染症のまん延の防止のため、マスクの着用を始めとして、できる限りの対応をとっていただく必要があると考えている。

また、救急車の利用については、検査のみを目的とする利用は想定していないが、その必要性が状況により異なるものであり、一概にお答えすることは困難である。

二について

御指摘のタクシーについては、御指摘の「公共交通機関」に含まれる。

#### 四について

御指摘の「医療機関でも検査が出来る」の意味するところが必ずしも明らかではないが、リーフレットにおいて「センターでご相談の結果、新型コロナウイルス感染の疑いのある場合には、専門の「帰国者・接触者外来」を紹介」をご紹介」することとされているところ、「帰国者・接触者外来」については、全国で八百箇所以上設置されており、保健所等と連携して、必要な検査を行っている。引き続き、新型コロナウイルス感染症に対応した医療提供体制の整備に努めてまいりたい。